

令和5年7月  
改正道交法対応版

# 学科教本 訂正表

法改正に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正します。

◆ 4～7ページ『**主な用語の意味**』に下記2、3、5、24、38、39、41を追加し、以降の番号を繰り下げ、4、12、13、20、25、34、42、45、46を下記のとおり訂正。

## 2. 一般原動機付自転車

総排気量50cc以下、定格出力0.60kw以下の二輪車または三輪以上の車、その他のものについては、総排気量20cc以下、定格出力0.25kw以下の原動機付自転車であって、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。

## 3. 移動用小型車

人の移動のための原動機を用いる小型の車(遠隔操作により通行させることができるものを除く。)で、つぎの基準を満たすものうち、身体障がい者用の車以外のものをいいます。

- ・車体の大きさは、長さ120cm、幅70cm、高さ120cm以下。
- ・原動機として、電動機を用いること。
- ・6km/hを超える速度を出すことができないこと。
- ・鋭利な突出部がないこと。



## 4. 運転

道路で、車や路面電車をその本来の用い方に従って用いること(特定自動運行を行う場合を除く。)をいいます。

## 5. 遠隔操作型小型車

人または物の運送のための原動機を用いる小型の車であって、遠隔操作により通行させることができるものうち、つぎの基準を満たすものをいいます。

- ・車体の大きさは、長さ120cm、幅70cm、高さ120cm以下。
- ・原動機として、電動機を用いること。
- ・6km/hを超える速度を出すことができないこと。
- ・鋭利な突出部がないこと。
- ・一定の基準に適合する非常停止装置を備えていること。



※この教本での「遠隔操作型小型車」は特に説明のない場合は、遠隔操作により道路を通行しているものをいいます。

## 12. 軽車両

自転車、荷車、リヤカー、その他、人や動物の力により、または他の車にけん引されるものでレールを必要としない車(そり、牛馬を含み、小児用の車を除く。)をいいます。  
(移動用小型車、身体障がい者用の車および歩行補助車などや遠隔操作により通行させることができるものを除く。)



## 13. 原動機付自転車

原動機を用い、かつレールまたは架線によらないで運転する車であって、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車のうち、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車、遠隔操作型小型車および歩行補助車等以外のものをいいます。

## 20. 自転車

ペダルやハンドクラック(手まわし)を使って人の力で運転する二輪以上の車(低出力の原動機の付いたハイブリット自転車を含む)で、身体障がい者用の車、小児用の車、歩行補助車など以外の車をいいます(移動用小型車および遠隔操作により通行させることができるものを除く)。

## 24. 自動運転車

自動運行装置(使用条件内では運転者の操縦に必要な認知、予測、判断および操作の能力をすべて代替する機能を有する装置をいう)が搭載された自動車をいいます。

## 25. 自動車

原動機を用い、レールや架線によらないで運転し、または特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車および遠隔操作型小型車ならびに歩行補助車や乳母車その他の歩きながら用いる小型の車(歩行補助車など)といえます。)以外のものをいいます。

## 34. 駐車

車などが客待ち、荷待ち、荷物の積みおろし、故障その他の理由により継続的に停止すること(人の乗り降りのための停止と、荷物の積みおろしのための5分以内の停止を除く。)や、運転者が車から離れていてすぐに運転できない状態にあること(特定自動運行中の停止を除く。)をいいます。

## 38. 特定小型原動機付自転車

車体の大きさおよび構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に高い技能を要しないものである車で、つぎの基準に該当する原動機付自転車をいいます。

- ・車体の大きさは、長さ190cm、幅60cm以下。
- ・原動機として、定格出力0.6kw以下の電動機を用いること。
- ・20km/hを超える速度を出すことができないこと。
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ・オートマチック車であること。
- ・最高速度表示灯(緑色の灯火で、点灯または点滅するもの)を備えていること。



◆ 7 ページ

39. 特定自動運行

運転自動化レベル4に相当する運転者がいない状態での自動運転で、自動運転車が整備不良車両に該当することとなったとき、または搭載されている自動運行装置の使用が使用条件を満たさないこととなったときに、ただちに自動的に安全な方法で停止させることができる自動運行装置を使用条件内で使用して運行することをいいます。

41. 特例特定小型原動機付自転車

特定小型原動機付自転車のうち、つぎのいずれにも該当するもので、ほかの車両をけん引していないものをいいます。

- ・最高速度表示灯を点滅させることにより、歩道や路側帯を通行できるものであることを表示していること。
- ・6km/hを超える速度を出すことができないこと。
- ・側車付きのものでないこと。
- ・ブレーキは走行中容易に操作できる位置にあること。
- ・鋭い突出部のないこと。

42. 二輪車

大型自動二輪車、普通自動二輪車、一般原動機付自転車をいいます。

45. 歩行者

道路を通行している人をいいます。また、つぎの人も歩行者として扱われます。

- ① 移動用小型車、身体障がい者用の車、小児用の車、歩行補助車などを通行させている人。また、遠隔操作を行わないで遠隔操作型小型車を通行させている人。
  - ② 自動二輪車や二輪の一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、二輪や三輪の自転車を押して歩いている人。
  - ③ 他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当する車両を押して歩いている人。
- ※②③については、エンジンをかけているものや他の車をけん引しているもの、側車付のものは除かれます。



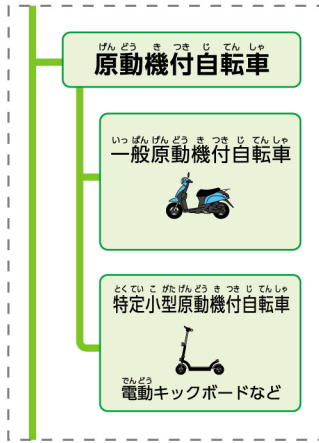
46. 歩行者用道路

歩行者の安全のために道路標識によって車の通行を禁止している道路をいいます。



歩行者専用

◆ 5 ページ 道路交通法による車などの区分



◆ 15 ページ

『Reference 参考 「二輪車」とは』内の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 17 ページ

『6 運転免許証などの確認』①、③文中の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 20 ページ

『1 信号機の信号』Reference 参考』に右記を追加。

2 信号機の信号の種類と意味

青色の灯火

- ① 歩行者等は、進むことができます。
- ② 車（特定小型原動機付自転車と軽車両を除く）や路面電車は、直進・左折・右折することができます。ただし、二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車は、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むとする方向の信号が青になるのを待ちます。

「歩行者等」とは

歩行者または遠隔操作型小型車をいいます。遠隔操作型小型車の交通方法（従う信号、通行方法）は、原則として歩行者と同じです。ただし、歩行者の通行を妨げてはいけません。

- ③ 特定小型原動機付自転車と軽車両（自転車、荷車など）は、直進・左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むとする方向の信号が青になるのを待ちます。

Reference 参考

「二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車」とはつぎの交差点を通行する一般原動機付自転車をいいます。

- ① 道路標識等により二段階の右折方法が指定されている道路の交差点
  - ② 道路の左側部分（一方通行の道路にあってはその道路）に3以上の車両通行帯がある道路（多通行帯道路）で交通整理の行われている交差点
- (P57参照)



黄色の灯火

① 歩行者等は、横断を始めてはいけません。横断中の歩行者等は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。

赤色の灯火

① 歩行者等は、横断してはいけません。

④ 交差点ですでに右折している車や路面電車は、右折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。

この場合、その車や路面電車は、青色の灯火に従って進んでくる車や路面電車の進行を妨げてはいけません。

ただし、特定小型原動機付自転車や軽車両、二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければなりません。

青色の灯火の矢印  
(3行目)

しかし、右向きの矢印の場合には、特定小型原動機付自転車や軽車両、二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車は進むことができません。

黄色の灯火の矢印

② 歩行者等や車は、進んではいけません。

黄色の灯火の点滅

歩行者等・車・路面電車は、他の交通に注意して進むことができます。




赤色の灯火の点滅

① 歩行者等は、他の交通に注意して進むことができます。


### ③ 特定の交通に対する信号

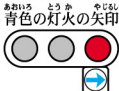
① 人の形の記号のある信号は、歩行者等と横断歩道を進行する特例特定小型原動機付自転車や普通自転車に対するものですが、特定小型原動機付自転車およびその他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

#### ◆ 人の形の記号のある信号（歩行者用信号）の種類と意味

| 信号の種類                                                                                           | 信号の意味                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青色の灯火<br>    | ① 歩行者等は、進むことができます。<br>② 横断歩道を進行する特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。                                                                   |
| 青色の灯火の点滅<br> | ① 歩行者等は、横断を始めてはいけません。横断中の歩行者等は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。<br>② 横断歩道を進行しようとする特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は、横断を始めてはいけません。しかし、この信号に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。 |
| 赤色の灯火<br>    | ① 歩行者等は、横断してはいけません。<br>② 横断歩道を進行しようとする特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は、横断を始めてはいけません。                                                                                                         |

◆ 26 ページ **Let's Try**

2.  この信号に対面する歩行者・遠隔操作型小型車、車や路面電車は、ほかの交通に注意して進むことができる。

10.  この信号に対面する車（軽車両、特定小型原動機付自転車や、二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車を除く）は、交差点を右折、転回することができる。

◆ 29 ページ

1 通行止め

すべての交通（歩行者等、車、路面電車）は、通行できません。（P51参照）

8 標識名と文中の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

10 特定小型原動機付自転車・自転車通行止め

特定小型原動機付自転車と自転車は通行できません。

11 「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 30 ページ

27 「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 31 ページ

31 特定小型原動機付自転車・自転車専用

② 特定小型原動機付自転車と自転車（これらの車両で自転車道を通行してはならないものを除く）以外の車、歩行者・遠隔操作型小型車は通行できません。

32 普通自転車等及び歩行者等専用

② 特定小型原動機付自転車と自転車（これらの車両で自転車道を通行してはならないものを除く）以外の車は通行できません。  
③ 特例特定小型原動機付自転車と普通自転車が歩道を通行できることを示しています。

33 歩行者等専用

37 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行

特定小型原動機付自転車と自転車は、矢印の示す方向へだけ通行できます。矢印の反対方向へは通行できません。

◆ 32 ページ

46・47 の標識名と文中の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

57 歩行者等通行止め 歩行者と遠隔操作型小型車は通行できません。

58 歩行者等横断禁止 歩行者と遠隔操作型小型車は横断できません。

◆ 37 ページ 下記を追加し、以降の番号を繰り下げる。

4 遠隔操作型小型車

遠隔小型

遠隔小型を除く

遠隔操作型小型車に限り本標識が示す交通規制の対象になること、または対象にならないことを示しています。

◆ 38 ページ <車両の種類と略称>

・下記のとおり訂正。

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 原付  | 一般原動機付自転車          |
| 二輪  | 二輪の自動車および一般原動機付自転車 |
| 小二輪 | 小型二輪車および一般原動機付自転車  |

・下記を追加。

|        |               |
|--------|---------------|
| 特定原付   | 特定小型原動機付自転車   |
| 特例特定原付 | 特例特定小型原動機付自転車 |
| 遠隔小型   | 遠隔操作型小型車      |

◆ 39 ページ

6 最高速度

② 一般原動機付自転車とロープなどで他の車をけん引している自動車は法定速度を超えて運転してはいけません。法定速度より低い速度が示されているときは、その速度を超えて運転してはいけません。



◆ 40 ページ

9 路側帯

① 歩行者等と特例特定小型原動機付自転車、軽車両は通行できます。

10 駐停車禁止路側帯

① 歩行者等と特例特定小型原動機付自転車、軽車両は通行できます。

11 歩行者用路側帯

① 歩行者等は通行できます。  
 ② 特例特定小型原動機付自転車と軽車両は通行できません。  
 ③ 車は、路側帯内に入って駐車や停車はできません。(P202参照)

◆ 41 ページ

26 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可

特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は歩道を通行することができることを示しています。

27 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分

特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は歩道を通行でき、その場合、歩道に表示された白の実線より車道側を通行しなければならないことを示しています。

◆ 42 ページ

2 斜め横断可

歩行者等が、交差点で斜めに横断できることを示しています。

◆ 45 ページ **Let's Try**

3.



この路側帯は、歩行者、遠隔操作型小型車と特例特定小型原動機付自転車、軽車両は通行できる。

5.



この標識のある道路では、大型自動二輪車や普通自動二輪車は通行できないが、一般原動機付自転車は通行することができる。

◆ 47 ページ 1 車道通行の原則と例外

・本文内を下記のとおり訂正。

① 車は、歩道や路側帯と車道の区分のある道路では、**車道**を通行しなければなりません。また、特定小型原動機付自転車と自転車以外の車は、**自転車道**を通行してはいけません。しかし、道路に面した場所に入居するために、これらの道路を横切る場合は通行することができます。

② 二輪車や特定小型原動機付自転車を**押して歩く**ときは「**歩行者**」として扱われるので、歩道など（歩道と路側帯）を通行することができます。しかし、**エンジンがかかっている**ものや**側車付**のもの、他の**車をけん引**しているものを押しているときは歩行者として扱われないので、**歩道などを通行することができません**。

③ 特例特定小型原動機付自転車や普通自転車は、道路標識等で歩道を通行することができることとされているときは、歩道を通行することができます。この場合、歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分）を**徐行**しなければなりません。また、**歩行者の通行を妨げることとなる**ときは**一時停止**しなければなりません。

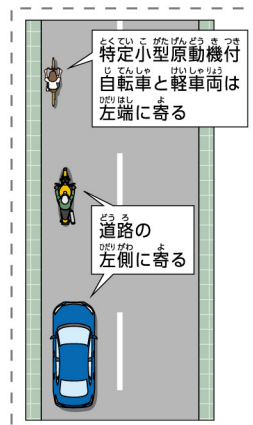
④ 軽車両や特例特定小型原動機付自転車は道路の中央から左側部分に設けられた路側帯を通行することができます。しかし、**著しく歩行者の通行を妨げることとなる**ときや、**歩行者用路側帯**があるときは、通行してはいけません。

・「**Attention 注意** 路側帯と車道外側線」内の標示の説明を下記のとおり訂正。

| 路側帯                           | 駐停車禁止路側帯                      | 歩行者用路側帯     |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 歩行者等と特例特定小型原動機付自転車、軽車両は通行できる。 | 歩行者等と特例特定小型原動機付自転車、軽車両は通行できる。 | 歩行者等は通行できる。 |

◆ 49 ページ **3 車両通行帯のない道路における通行**

車両通行帯（車線やレーンともいいます）のない道路では、自動車や一般原動機付自転車は道路の左側に寄り、特定小型原動機付自転車と軽車両は道路の左端に寄って通行しなければなりません（キープレフトの原則）。  
ただし、追越しや右折などでやむを得ない場合は別です。



◆ 51 ページ

**6 標識・標示による通行禁止 1 標識による通行禁止**

車は、「通行止め」、「車両通行止め」、「歩行者等専用」などの標識によって通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

・『通行止め』の説明文を下記のとおり訂正。

すべての交通（歩行者等、路面電車）は通行できない。

・『自転車及び歩行者専用』の標識名、説明文を下記のとおり訂正。

普通自転車等及び歩行者等専用

特例特定小型原動機付自転車と普通自転車以外の車は通行できない。

・『歩行者専用』の標識名を下記のとおり訂正。

歩行者等専用

**7 歩道・歩行者用道路などの通行禁止と例外 1 歩道などの通行禁止と例外**

・1行目「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 57 ページ

**2 一般原動機付自転車の右折方法**

◆ 58 ページ **4 進行方向別による通行区分**

① 自動車や一般原動機付自転車は車両通行帯のある道路で、標識や標示によって交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、指定された区分に従って通行しなければなりません。

ただし、緊急自動車が近づいてきたときや、道路工事などでやむを得ない場合は従う必要はありません。

② 軽車両や特定小型原動機付自転車と二段階の右折方法により右折しなければならない一般原動機付自転車が交差点を右左折しようとするときは、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

※ 左折しかできない車線では、直進する一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車と軽車両に十分注意しましょう。

**6 道路に面した場所への右、左折の方法**

② 右折

車（特定小型原動機付自転車と軽車両を除く）は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめできるだけ道路の中央（一方通行の道路では、右端）に寄って徐行しなければなりません。

◆ 65 ページ **Let's Try**

1.



この標識のある交差点で右折しようとする一般原動機付自転車は、二段階右折をしなければならない。

◆ 67、68、71 ページ 「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。



車は、横断歩道（自転車横断帯）と、その手前から30メートル以内の場所では、他の車（特定小型原動機付自転車や軽車両を除く）を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。（P103参照）

## 2 特定小型原動機付自転車や自転車の保護（そばを通るとき、横断しているときなど）

特定小型原動機付自転車や自転車は車両の一種であり、原則として車道を通行することとされています。特定小型原動機付自転車や自転車は不安定であり、運転者の身体を防護する機能がないという構造上の特性を持っているので、車道を通行する特定小型原動機付自転車や自転車の安全に十分配慮し、つぎのことに注意して運転しましょう。

- ① 追越しなどのため特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付自転車や自転車のふらつきなどを予想し、特定小型原動機付自転車や自転車との間に安全な間隔をあけるか、徐行しなければなりません。
- ② 道路に面した場所に入ったり出たりするため歩道や路側帯や自転車道を横切るときには、その直前で一時停止をし、特定小型原動機付自転車や自転車がいないかを確かめるようにしましょう。

・ 1 行目

- ③ 交差点を通行するときは、交差する道路を通行する特定小型原動機付自転車や自転車との衝突や左側を通行している特定小型原動機付自転車や自転車の巻き込みなどに十分注意するとともに、特定小型原動機付自転車や自転車の運転者が自動車の存在に気づいているかどうかを確認しながら通行するようにしましょう。

1 こどもや身体の不自由な人などが通行しているとき

② 身体障がい者用の車で通行している人がいる場合。

※ 身体障がい者の移動用の車いすなど

- ② 標識や標示によって普通自転車の専用通行帯が指定されることがあります。この場合は特定小型原動機付自転車と軽車両以外の車は、その車両通行帯を通行してはいけません。

Reference 参考

・ 下から2行目「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

3 追越しを禁止する場所

つぎの場所では、自動車や一般原動機付自転車を追い越すため、進路を変えたり、その横を通りすぎたりしてはいけません。 ※ 特定小型原動機付自転車と軽車両（自転車など）を追い越すことはできません。

Let's Try

- 5. 優先道路を通行している場合であれば、交差点やその手前30メートル以内の場所であっても自動車や一般原動機付自転車を追い越してもよい。

1 運転免許のしくみ 3行目の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 111 ページ

1 無免許運転などの禁止 ①③内「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正し、下記を追加。

⑤ 特定小型原動機付自転車の運転には運転免許は必要ありませんが、16歳未満の人が運転することは禁止されています。また、運転するおそれのある16歳未満の人に特定小型原動機付自転車を提供することも禁止されています。

2 運転免許証の携帯と提示 ①内「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

3 免許の種類と運転できる自動車など 表中「第一種運転免許」内「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 112 ページ 1 行目と表中の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 125 ページ **Let's Try**

4. 小型特殊免許を受けていれば、小型特殊自動車のほかに一般原動機付自転車を運転することができる。

◆ 155 ページ ①内「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 175 ページ **2 緊急地震速報が発表されたとき**

緊急地震速報は、気象庁が、予想される地震動の大きさがおおむね震度5弱以上である場合などに、震度4以上を予想した区域などを、その揺れがくる前に発表するものです。

◆ 176 ページ **4 災害対策基本法などによる交通の規制が行われたとき** 下記を4行目に挿入。

また、原子力災害対策特別措置法により、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間についても同様です。

◆ 211 ページ 表中の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 213 ページ **Let's Try**

5. 自動二輪車や一般原動機付自転車に荷物を積むときは、荷台から左右に0.15メートルまでであれば、はみ出して積むことができる。

8. 大型自動二輪車や普通自動二輪車、一般原動機付自転車の荷台には、60キログラムまで荷物を積むことができる。

◆ 217 ページ 表中の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 227 ページ **Reference 参考** 車の使用者、安全運転管理者などの義務 ● 安全運転管理者などに下記を追加し、以降の番号を繰り下げる。

④ 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、その業務を行うために必要な権限を与えるとともに、その業務を行うために必要な機材を整備しなければなりません。

◆ 244 ページ **2 通行できない車** ①と表中の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。

◆ 265 ~ 274 ページ 「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に訂正。